

福岡県建築都市部建築設計等業務に係る低入札防止制度の導入について【Q&A】

1. 目的

○ 低入札防止対策を行う目的は

- ・ 建築設計等業務においては、業務成果が建設工事の品質に大きな影響を及ぼすものであり、低価格入札による業務成果の品質低下を防止するため。

2. 対象業務

○ 低入札防止対策の対象業務は

- ・ 指名競争入札方式に係るもののうち、予定価格が250万円（税込み）を超えるものが対象となります。
- ・ 業種としては、建築設計業務、設備設計業務のほか、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務が対象となります。

3. 低入札防止対策対象額

○ 低入札防止対策対象額とは何か？

- ・ 低入札防止対策の対策（第三者照査など）を実施するかどうかを判断する価格のことです。
- ・ 落札額がこの対象額を下回れば対策項目を実施することになります。
- ・ この価格は予定価格の75%から80%の間で、自動計算によってランダムに設定されます。

○ 75%～80%の根拠は

- ・ 建築関係建設コンサルタント業務の国の低入札価格調査基準価格の算定方法を用い、県の事例で算定すると、概ね75%～80%の間に収まることから、低入札防止対策対象額の算定をこの幅の中でランダムに決定します。

○ 低入札防止対策対象額は事前に設定されているのか？

- ・ 落札決定後にシステム上の自動計算によってランダム係数を用いて算出されるので、開札前にはわかりません。

○ 低入札防止対策対象額は公表されるのか？

- ・ 「低入札防止対策対象額」は、公表対象としていません。
- ・ 「予定価格」については、事後公表とします。

4. 低入札防止対策

○ 低入札防止対策によって実施される項目の内容は何か？

- ・ 低入札防止対策対象額未満で落札した者には、下記の対策項目の実施が求められます。
 - ① 第三者照査 : 受注者が自ら行う照査に加えて、それと同様の内容を受注者の負担により第三者による照査を実施すること。
 - ② 打合せの充実 : 受注者の業務主任技術者（総括責任者）が、業務実施上必要となる全ての打合せに立ち会うこと。
納品検査時には、受注者の業務主任技術者及び第三者照査を行った技術者も立ち会うこと。

○ 「業務主任技術者は全ての打合せに立ち会う」とはどういうことか？

- ・ 成果品の品質確保のために講じている対策であり、業務打合せは全て業務主任技術者（総括責任者）が対応することを求めています。
- ・ 業務打合せとは、当該業務の重要となる箇所での打合せ（積算で計上している打合せ）のことです。単純な確認等は業務主任技術者（総括責任者）が立ち会う必要はありません。
- ・ また、業務打合せの頻度については、初回打合せ時に第三者照査実施計画書に基づき受・発注者間で十分協議してください。

5. 第三者照査を行う者（会社）

○ 第三者照査者の要件は？

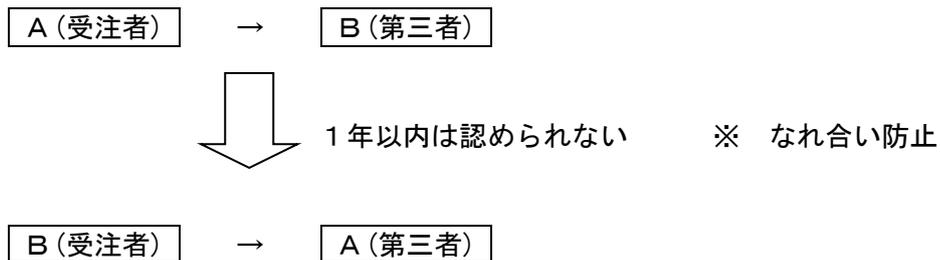
- ・ 以下の要件を満たす者で、発注者（県）が認めた者となります。
 - ① 「福岡県競争入札参加資格者名簿」に登載されている者で、その業務内容が契約対象業種の内容に相応していること。[「設計」、「一級建築士事務所登録」]
 - ② 福岡県から、現に「福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱」（以下、「指名停止等措置要綱」という。）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - ③ 受注者と第三者との間に次に掲げる関係がないこと。
 - ・ 親会社と子会社の関係
 - ・ 親会社を同じくする子会社同士の関係
 - ・ 一方の会社の役員が他方の会社の役員を兼ねている
 - ・ 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている
 - ・ その他県が上記に準じると認めるもの
 - ④ 契約対象業務と同種の業務を福岡県から受注し、完了した実績があること。
（入札年度から起算して5年度以内）
 - ⑤ 当該受注者を第三者照査者にしていないこと。（入札日から起算して過去1年以内）

⑥ 次に掲げる技術者を配置できること。

第三者が配置する技術者（以下、「第三者技術者」という。）は、受注者の業務主任技術者と同等以上の能力を有する者であること。[一級建築士]

○ 「当該受注者を第三者照査者にしていないこと」とは

- ・ 低入札の結果、受注者と第三者の関係にあった者は、入札日から起算して1年以内は、逆の関係になることは認められないという意味です。（他機関の同様な制度における相互の関係は問いません）



○ 受注者は、業務途中で第三者照査者を交代させることはできるのか？

- ・ 死亡や入院、退職等やむを得ない理由の場合、交代することができます。
- ・ ただし、新たに配置する第三者技術者についても、受注者の業務主任技術者と同等以上の能力を持っている必要があり、発注者が認めた場合に限りです
- ・ 受注者が新たな第三者について、「第三者照査に関する申出書(様式3-1)」及び「第三者技術者確認書(様式3-2)」を発注者に提出し、適切な第三者と認められれば交代することは可能です。

○ 第三者照査を再委託（下請け）することは可能か？

- ・ 責任の所在が明確でなくなるため認められません。

○ 第三者技術者は、第三者照査を行う者（会社）に直接雇用されていないといけないか？

- ・ 第三者技術者は、第三者照査を行う者（会社）に直接雇用されていなければなりません。

○ 第三者技術者は、他の業務の技術者と兼任できるのか？

- ・ 兼任は可能です。ただし、検査時は立ち会いが必要です。

6. 第三者照査の内容

○ 第三者照査の具体的内容は？

- ・ 受注者が定める業務主任技術者（総括責任者）が行う照査と同様のことを行います。
- ・ 通常、業務主任技術者（総括責任者）が行う「設計業務の各段階において、仕様書、貸与資料及び参考文献等による設計条件及び設計基準と照合し、成果品が技術的に適正、かつ、正確に作成されているか審査する」事項のうち、主要な箇所について業務主任技術者（総括責任者）が行う審査と同様に審査を行います。

○ 照査結果はどのようにまとめるのか？

- ・ 「第三者照査実施計画書（様式4-1）」及び「第三者照査計画書（様式4-2）」に基づき、各項目のチェックリスト等をそれぞれでまとめ、「段階照査報告書（様式5）」又は「照査報告書（様式6）」として、受注者、業務主任技術者、第三者技術者の連名で提出します。

7. 提出書類

○ 提出資料（様式1、2、3-1、3-2、4-1、4-2）は、いつ提出すればいいのか？

- ・ 落札後7日以内に契約を締結しなければなりませんので、それまでに「確約書（様式1）」、「理由書（様式2）」の提出が必要です。
- ・ また、契約後15日以内に「第三者照査に関する申出書（様式3-1）」及び「第三者技術者確認書（様式3-2）」併せて、「第三者照査実施計画書（様式4-1）」及び「第三者照査計画書（様式4-2）」の提出が必要となります。
- ・ なお、「第三者照査に関する申出書（公表用）（様式3-1）」の写しを、入札結果表に追加添付し、閲覧に供します。

○ 理由書（様式2）の理由は、どういう視点で記載すればよいか？

- ・ 理由書は、「当該価格により入札した理由」としてありますが、内容は「当該入札価格でも発注者が求める成果品の作成が可能である。」旨の内容を記載することが必要です。

8. 受注者・第三者の責任

○ 落札の結果、低入札防止対策の対象となったことで辞退は認められるのか？

- ・ 最低額で入札した者が落札決定となりますので、契約を辞退した場合は、落札者の都合による辞退となります。
- ・ その際は、従来どおり落札者に指名停止の措置がとられることとなります。

○ 低入札により落札したが、第三者技術者が見つからない場合辞退できるのか

- ・ 第三者技術者が見つからない等の理由で辞退した場合は、不誠実な行為として指名停止要綱に基づき指名停止となります（正当な理由なく契約を締結しなかった場合）。

○ 低入札防止対策対象額を下回った業者とはそのまま契約するのか？

- ・ 最低額で入札をした者が落札決定となりますので、発注者と契約をする義務があります。
- ・ 落札決定額が低入札防止対策対象額を下回れば、低入札防止対策の対策項目の実施を求められることになります。

○ 第三者技術者を見つける期間は

- ・ 低入札防止対策対象決定通知の翌日から7日以内に契約、その翌日から15日以内に第三者照査に関する申し出をすることになります。

○ 第三者技術者の責任は

- ・ 成果品に瑕疵があれば、照査が粗雑だと認められた場合、照査を実施した第三者に対して指名停止等の措置を行う場合があります。

9. 令和3年度の改定について

○ 今回の改定の目的は何か

- ・ 低入札防止対策導入後、極端な低入札は減少したものの、依然として低入札防止対策対象額を下回る入札は一定数あることから、より一層低入札防止対策を強化することを目的として、今回の改定を行うものです。

○ 今回の改定の内容は何か

- ・ 第三者技術者による照査の回数を増やします。
（中間照査2回、最終照査1回 → 中間照査3回、最終照査1回）
- ・ 最終照査だけでなく、中間照査にも第三者技術者の立ち会いを求めます。

※詳細は「低入札防止対策」照査フローを参照してください。